

EDINETの運用改善に係る追加設計・開発等の調達仕様書（案）についてのご意見に対する回答

No.	資料名等	項番等	ページ	意見	回答
1	調達仕様書（案）	3.2.2.システム 化要件(8)	16	データの保有期間を追記して頂きたい。	当該期間を追記します。
2	調達仕様書（案）	3.4.ユーザイ ンタフェース 要件定義	18	①添付資料として、DB設計書を追加して頂きたい。 ②また、同様に影響箇所を明記して頂きたい。	セキュリティの観点から、設計書の添付は差し控えます。設計の際に必要となる現行システムに対する影響分析は、本委託業務に含まれております。
3	調達仕様書（案）	3.7.情報セ キュリティ要 件定義	19	情報セキュリティ要件定義に、第三者機関によるWebセキュリティチェックを追記することが必要と考えます。Webセキュリティチェックでは、全機能を対象に実施すべきと考え、診断による不適合箇所が今回の改修機能以外で発生する事を予測し、受託者が瑕疵する範囲も併せて明記して頂きたい。	Webアプリケーションでの追加開発を行う場合、脆弱性が生じないように留意するとともに脆弱性検査を実施することを「5.3.開発条件」に明記します。それ以外の部分についてのWebアプリケーションに係る脆弱性検査については、今般の調達の目的ではないことから実施を要しません。検査の具体的な実施内容は、設計段階において検討して戴くこととなります。検査者が第三者であることは要しません。
4	調達仕様書（案）	3.9.2.テスト環 境等	21	総合テスト実施において、本開発範囲外のサブシステムとの連携テストや性能テスト項目を行う場合は、金融庁様のステージング環境で実施することは可能でしょうか？  ※ステージング環境利用可能であれば、本番機器(サーバ等)よりも性能が低い機器での開発作業が可能になり、結果として開発コスト削減につながるため質問させて頂いております。	ステージング環境を総合テストに用いることの要否は、設計する内容如何に依るものと考えます。なお、実施にあたっては、現行システムの運用事業者との調整が必要です。
5	調達仕様書（案）	3.9.2テスト環 境等	21	受託者側がステージング環境で実施する作業範囲を明記して頂きたい。 例) 受入れテスト用データベースの構築 受入れテストデータの作成 など	ステージング環境において実施が必要となる作業については、設計内容に依存することから、設計段階等において運用事業者と調整することとなると考えます。
6	調達仕様書（案）	3.9.3.テスト方 法	21	貴庁によるレビュー・承認が必要と思います。その方法について追記して頂きたい。	品質確保や進捗管理の方法などのプロジェクト管理に関しては、総合評価の対象として提案戴く予定です。

No.	資料名等	項番等	ページ	意見	回答
7	調達仕様書（案）	3.10.移行要件定義	21	移行するデータを追記して頂きたい。	本委託業務に関しては、設計する内容に応じて移行するデータが決まることから、現時点で特定しているものではありません。
8	調達仕様書（案）	3.9.4.受入テスト支援	21	プログラムのインストール、テストデータの投入等、テスト環境作成作業に係る作業は、「3.10.移行要件定義」内容と同様に、運用事業者が実施する認識でよろしいでしょうか。ステージング環境及び本番環境に関しては受託者が実機の操作を行うことは可能でしょうか。調達仕様書の記載内容の流れからですと、今回の調達範囲の中での作業では一切ステージング環境、本番環境では直接の作業ができないように見えます。作業の効率化のための調整可能事項を記載頂きたい。	ステージング環境における環境設定作業は、現行システムの運用事業者に依頼することを想定しています。当該環境におけるテスト作業は、本委託業務の受託事業者が行うことを想定しています。テストに係わる作業については、テスト設計において本委託業務の受託事業者が検討することとなります。
9	調達仕様書（案）	表4-1成果物一覧表 3.9.4.受入テスト支援	26 21	テスト要件定義の納品物として、「受入テスト実施計画書」と「受入テスト完了報告書」とありますが、受入テストの内容として支援を行う(P.21)と記載があります。実施計画書の作成、完了報告書の作成は本開発業者が実施するという認識でしょうか。	受入テストの作業主体は基本的に当庁ですが、作業にあたっての支援をお願いしたいと考えます。そのため、実施計画書と完了報告の作成については、内容を当庁と調整のうえ作成戴きたいと考えております。
10	調達仕様書（案）	4.2.納入条件(4)	27	成果物の形式、媒体、部数の指定を明記して頂きたい。	当該指定については、本委託業務におけるプロジェクト計画書策定の際に調整したいと考えます。
11	調達仕様書（案） 別紙6（様式2）	5.1.受託要件(2) 1.企業(能力・実績等)項番1	29	「汎用パッケージソフトウェア等」の定義が明確でないことと、「同一バージョンの使用実績が無く、他のバージョンでの使用実績がある場合は、本委託業務を適切に履行でき、品質や安全性を担保できることを分かりやすく説明すること。」という記述が、仮に応札者が使用実績が無い場合において不利となり競争を阻害するので、本項目を削除して戴きたい。	一部を修正しますが、基本的にこのままとします。 ・基礎的な概念については、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」（平成18年3月31日CIO連絡会議）をご覧ください。 ・同一バージョンの使用実績が無い場合でも、他バージョンでの使用実績があるなど、本業務を履行できることを説明できる場合は、不利とはなりません。 ・なお、上記を踏まえ、次の通り一部を修正します。「仮に、同一バージョンの使用実績が無く、他のバージョン等での使用実績がある場合は、本委託業務を適切に履行でき、品質や安全性を担保できることを分かり易く説明すること。」

No.	資料名等	項番等	ページ	意見	回答
12	調達仕様書（案） 別紙6	5.1.受託要件（2） 応札者の条件	29	受託要件（2）や別紙6「応札者の条件」欄に「本委託業務で利用する汎用パッケージソフトウェア等について、応札時点で同一バージョンの使用実績があること」と記載がありますが、同一バージョンあるいは別バージョンの使用実績が無くとも、本委託業務を適切に履行できることを説明できれば入札は可能でしょうか？	・同一バージョンの使用実績が無い場合でも、他バージョンでの使用実績があるなど、本業務を履行できることを説明できる場合は、不利とはなりません。 ・なお、上記を踏まえ、次の通り一部を修正します。「仮に、同一バージョンの使用実績が無く、他のバージョン等での使用実績がある場合は、本委託業務を適切に履行でき、品質や安全性を担保できることを分かり易く説明すること。」
13	調達仕様書（案）	5.1.受託要件（8）	30	P36 6.4.再委託（2）の要件と整合性が取りづらい様に思えます。委託契約の一部については再委託を認める内容として明確な表現にしていきたい。	次のように修正します。 「今回委託する業務の全部または一部を、第三者に委託しないこと。但し、②及び③に記す共同での応札において業務の一部を第三者に委託する場合についてはこの限りではない。」
14	調達仕様書（案）	5.4.作業場所等（1）	32	「（1）受託者は、設計・開発、単体テスト、結合テスト、総合テスト及び教育等を受託者が準備する場所にて実施し、受入テスト支援をEDINETの運用事業者が管理している事務局内のステージング環境で行うこととする。」に関して、調達仕様書（案）文中の「事務局内のステージング環境」は、「別紙5」に記載されているハードウェア/ソフトウェア一覧に記載されている機器の一部との認識で合っておりますでしょうか。関連の明示をお願いします。	「別紙5」の「第二サイト」と同等の環境とご認識願います。
15	調達仕様書（案）	5.4.作業場所等（6）	32	「（6）本項（1）から（4）にかかわらず、総合テスト等により、当庁庁舎や運用事業者施設を利用する際には、事務局及び運用事業者と協力し、日程等の調整を行うこと。」に関して、「運用事業者施設」の場所（所在地）について明示いただくことは可能でしょうか。可能な場合、調達仕様書（案）への追記をお願いいたします。	セキュリティの観点から所在地を明記することはできませんが、応札の検討をされる際にお問い合わせ戴ければ可能な範囲でお答えしたいと考えます。

No.	資料名等	項番等	ページ	意見	回答
16	調達仕様書（案）	6.2.瑕疵担保責任	36	<p>「事案が発生した場合、その発生から終了までの期間を約2年と想定していることから、瑕疵担保責任期間は2年とする。」とあります。以下2点についてご教示願います。</p> <p>①事案とは障害事象を指すのでしょうか。もし障害事象を指していない場合、事案についてご教示願います。</p> <p>②発生から終了までの期間を2年とすることについて、対処完了までに2年かかるということ想定しているのでしょうか。仮に対処に2年かかるとしても、事案発生期間が2年間ということとは関連しないと考えます。2年とする必要性についてご教示願います。</p>	<p>①事案とは、虚偽記載の疑いのある報告書がEDINETに提出されることを意味します。障害事象のことではありません。</p> <p>②瑕疵担保期間を1年間とした場合、事案の発生は稀であるため本委託業務により調達した機能が発現すること無く当該期間が終了する虞があることを考慮し、当該期間を2年間としたものです。 なお、EDINETの耐用残存期間を考慮し、瑕疵担保期間を3年間とすることも検討中です。</p>
17	調達仕様書（案）	—	—	公示文書に改定があった場合、版数、改定履歴の記載をお願いいたします。	調達仕様書に改定履歴の記載を追加します。
18	調達仕様書（案）	—	—	今回改修の関連箇所に潜在バグがあり、本来修正しなくてもよい箇所の改修が必要になった場合の取り扱いについて明記して頂きたい。	本委託業務を達成するために必要な改修は、全て今回の調達範囲です。
19	調達仕様書（案）	—	—	落札してから、契約内容の調整は可能と考えてよろしいでしょうか。 損害賠償は上限がある旨追記頂きたい。	<p>・契約内容を変更するには、当庁の合意が必要です。</p> <p>・損害賠償については、契約書上で受託者の故意又は重過失に基づく場合を除き、受託者が負担する損害賠償の総額は契約金額を超えないものとする、といった記載を予定しております。</p>
20	調達仕様書（案）	—	—	保守契約について明記して頂きたい。	本委託業務に関し別途保守を契約する予定はありませんが、本委託業務により生じた機能に関する問い合わせへの対応は、一定期間行っていただく旨、調達仕様書に追加する予定です。